

各務原市立那加第一小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

■ はじめに

以下に定める「各務原市立那加第一小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日に公布、平成25年9月28日に施行されました「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策などを示すものです。

本校では、これまで「ひびきあいの日」における全校での人権問題を考える時間の位置付け、道徳の時間の指導において、全ての学年で「生命尊重」の授業、「思いやりの心をはぐくむ」授業等を進めてきました。今までの本校の歩みをさらに盤石で確実なものにするために具体的な方針を明確に明示しようと考えました。

■ 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

いじめとは、「児童に対して、那加第一小学校に在籍している児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義します。

言い換えれば、『他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為』により『対象児童が心身の苦痛を感じているもの』をいじめととらえます。

(2) 基本認識

本校の教育活動全体を通じて、以下に示す認識に基づき、全職員でいじめの防止等に当たります。

- ・いじめは、人間として絶対に許される行為ではない
- ・いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る
- ・いじめは、常に教師集団・保護者・地域がアンテナを張り巡らして見ようとしなければ見つけにくい

(3) 学校としての構え

- ・本校は、児童の心身の安全・安心を最優先にして、全ての教職員が危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を円滑に行い、児童を守るようにします。
- ・本校の全ての教職員が事態を共通理解し、協力して組織的な指導体制により対応します。
- ・「いじめは人間として許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に周知徹底します。
- ・教職員は、「いじめをしない、させない、許さない学級経営・学校経営」をすすめ、児童一人一人をかけがえのない大切な存在として尊重する意識や日常的な態度を醸成するため、日々研修を行います。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、時と場合に応じた必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届けを着実にいきます。
- ・いじめ防止のために、保護者・地域との連携も図ります。

■ 2 いじめの未然防止のための本校の取組

(1) だれもが大切にされる学級・学校づくりをめざします

①だれもが「わかる」を実感できる授業づくり

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実します。
- ・授業において、「だれもが大切にされている」を実感できる学習姿勢づくりを徹底します。

発言している友達におへそを向けて全員が聴く
発言を聴いて、賛成できることはうなずいて聴く

②だれもが大切にされる(仲間外れをつくらない)学級づくり

- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実させます。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導します。

③全職員で繰り返し指導の徹底と児童の話を丁寧に聞く教育相談活動の推進

- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導します。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努めます。

(2) 生命や人権を大切に作る指導(豊かな心を育成する)を進めます

①ボランティア活動の積極的な推進

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、ボランティア手帳を活用したボランティア活動が積極的に出来るように指導を行います。

②道徳教育の充実

- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実させます。

③研ぎ澄まされた人権感覚の醸成

- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わり合えることのできるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進めます。

そのために、人権にかかわる学習をすすめる「ひびきあいの日」を設定する他に、日常生活では、全ての児童の名前を「さん」づけすることを徹底指導します。

④特別支援教育を全校職員で推進

- ・特別支援学級の全ての児童を全校全ての職員が理解し、適切な支援ができるようにします。

- ・全ての特別支援学級の児童が個々の状況に応じて通常学級との交流を積極的に行う
- ・全ての職員が、特別支援学級児童についての研修(児童交流)を受けることで児童理解の一助にする

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）をすすめます

- ・本校の教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実します。

- ・児童に自己存在感を与える
- ・共感的な人間関係を育成する
- ・自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進します

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図ります。また、スマートフォンや通信型ゲーム等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を、全学年で行います。
- ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を推進します。

■ 3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式）の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かすようにします。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「4 いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で本校の状況等を確認し、対策を検討します。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整えます。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進めます。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努めます。
- ・問題発生時においては、たとえけんかやふざけであっても、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たります。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図ります。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職

員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実します。

- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行います。
- ・情報モラルに関わる基礎知識を身につける研修を行ったり、SNS 等携帯電話・スマートフォンなどの危険性にかかわる研修をしたりして、児童の指導に役立てるようにします。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行います。

その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にします。

いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にします。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努めます。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たります。

■ 4 いじめの未然防止・対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校では、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「那加第一小学校いじめ未然防止・対策委員会」を設置します。

学校職員 : 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任
養護教諭 当該学級担任 等
学校職員以外 : 保護者代表、学校運営協議員、民生主任児童委員、
スクールカウンセラー、スクールロイヤー、学校医 等

■ 5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容（例）	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明 ・学校だより、ホームページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（以降、随時実施） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施 ・児童向けネットいじめ研修① ・教育相談の実施 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し） ・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・心のアンケート（記名式）の実施 	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（夏休みまでの取組の評価） 	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・ホームページ等による取組経過等の報告 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施 ・学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策等の取組） ・児童向けネットいじめ研修② 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート（記名式）の実施と教育相談の実施 ・「ひびきあいの日」（児童会のいじめ防止対策等の発表） ・第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流） 	第2回県いじめ調査 冬季休業中の指導
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート（記名式）と教育相談の実施 ・「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（外部専門家も含む。本年度のまとめ及び来年度の計画立案）学校評議員会と兼ねる 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明 	第3回県いじめ調査 （国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ

* 毎月の校区・市教委へのいじめ指導に関する事例報告

■ 6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

組織対応

「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行います。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応します。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たります。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努めます。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行います。

〔大まかな対応順序〕

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ↓
- ②管理職等への報告と対応方針の決定
- ↓
- ③事実関係の丁寧で確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ↓
- ④いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ↓
- ⑤いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ↓
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ↓
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ↓
- ⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行います。

【主な対応】

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともにいじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

■ 7 いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

※この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察します。

■ 8 いじめ問題に対する学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価します。

いじめの早期発見の取組に関すること

いじめの再発を防止するための取組に関すること

■ 9 個人情報等の取扱い

個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、小学校卒業後3年間保存します。